

# Lively PICK UP NEWS



## 7年半のご愛読ありがとうございました ご購入者様向け会報誌「大英レディ新聞」オンライン化へ

今までご愛読いただいていたご購入者様には、この場をお借りして深い感謝を申し上げます。今後も引き続きご利用の程宜しく願い申し上げます。



### 住まいと暮らしのお役立ち情報



今後は、引き続きWebと紙で様々なお役立ち情報を発信！  
公式SNSにてご覧ください



# Lively

大英産業 会報誌 Livelyは  
大英産業の各店舗に設置しています

ご購入者様専用の情報発信

大英産業公式LINE

**[これまで]**  
ご購入者のインテリアコーディネート、  
間取りの使い方  
アイデア・お手入れの工夫などをご紹介  
2017年創刊・通算84号を発売

**[これから]**  
大英産業公式LINEにて  
住まいと暮らしのお役立ち情報を発信



イベント  
レビュー

### HAZAIがつなぐパートナーシップ

2024年10月、小倉駅前セントシティ内の保育園「キッズキッズアイム」様へ、サステナブルな取組への深い共感から、弊社から認定トロフィーを贈呈させていただきました。弊社が取組む「HAZAI SDGs Project」で一緒させていただいたことをきっかけに、端材を活用した備品（テーブル）をご注文いただきました。キッズキッズアイム様では、一人ひとりの個性を大切に保育方針を掲げ、サステナビリティ教育にも熱心に取り組まれています。ご注文いただいたテーブルは、お子様たちへ食事を与えやすい構造になっており、さっそくランチタイムに活用されていました。業種が違って、持続可能性を大切にできる姿勢があれば繋がれることを実感できました。



イベント  
レビュー

### フードバンクへのご支援

2024年11月、北九州市八幡東区を拠点に活動されているNPO法人フードバンク北九州ライフアゲイン様へ寄付をさせていただきました。会場は、2週間に1度催されているこども食堂「尾倉っ子ホーム」の舞台である尾倉市民センター。この日は調理に協力されるスタッフの方々と、たくさんのお子様たちが賑やかな食卓を囲んでいました。そんな中、当社取締役より寄付をさせていただきました。さまざまな事情で十分に食事を採ることができないお子様がいる現実に対し、「すべての子どもたちが大切にされる社会の実現」を目指されているライフアゲイン様。当社は「特別法人会員」として認定いただいております。その理念にも多く共感しています。今後も活動を支援させていただきたいと考えています。

ご紹介キャンペーン実施中

ご紹介いただいた方・ご紹介された方  
双方にご紹介特典を申し上げます。

10万円プレゼント  
※新築分譲マンション  
※新築戸建て

5万円プレゼント  
※リフォーム済み  
※中古

大英産業では、ご紹介頂いたお客様がご契約になると「ご紹介いただいた方」「ご紹介された方」双方にご紹介特典をお贈りしています。  
詳しくは当社サイトをご覧ください！>>>

編集後記

いよいよ2025年！空飛ぶ自動車型のタイムマシンが活躍する某名画で描かれた未来は2015年、それを10年も超えてしまいましたが、この目まぐるしい変化は映画以上かもしれません。でも、安心できる生活の拠点と、生活の糧とやりがいを得る労働が必要なのは変わりません。今号では法改正をテーマに「住む」「働く」を捉えてみました。みなさまの2025年が素晴らしい1年でありませう、心より祈念申し上げます。本年もどうぞご愛読の程宜しく願い申し上げます。  
(編集部)

Lively

2025 08 号  
January

Take Free



大英産業 会報誌 ライブリー January 令和7年1月1日発行 第08号 発行・編集 大英産業株式会社 経営企画室 <https://www.daieisongyo.co.jp/> 〒807-0075 福岡県北九州市八幡西区下上津役4-1-36 Tel.093-613-5500

# Lively

Motto Jimoto ga Sukini naru Paper



2025年 法改正まとめ

意外と私たちの身近に？

ざっくりでも知っておきたい今年の法改正

もっとジモトが好きになる  
マチとヒトをつなぐライブラリー

篠崎八幡神社 (小倉北区)





# 2025年法改正まとめ

意外と私たちの身近に?ざっくりでも知っておきたい今年の法改正

2025年は様々な法律の改正が予定されています。ざっくり見てみて...

育児介護休業法、雇用保険法、重要経済安保情報保護法、流通業務総合効率化法、貨物自動車運送事業法、プロバイダ責任制限法、刑法など多岐に渡りますが、

今回はその中でも、

「**建築基準法**および**建築物省エネ法**」・「**高齢者雇用安定法**」について触れてみたいと思います!

2025年

1

4月施行

## 建築基準法および建築物省エネ法

### そもそも建築基準法って?

日本における建築物の安全性・快適性・環境への配慮などを確保するため、建物の構造や設備が、居住者の安全性と健康を守ることを目的に、1947年に施行された法律です。



#### 建築基準法の目的

- ① **安全性の確保**  
地震や火災などの災害に耐えられる構造
- ② **衛生環境の確保**  
適切な採光や喚起・衛生設備の設置
- ③ **環保全**  
省エネ基準や環境負荷低減のための基準
- ④ **景観・用途制限**  
良好な都市環境の維持を目的とした規制

#### 主な内容

- ① **構造基準**  
建物が地震や台風などの自然災害に耐えられるよう、構造強度の基準を定める
- ② **用途地域規制**  
建物の用途や高さなどを地域ごとに制限し、土地利用の適正化を図る
- ③ **防火規制**  
火災時の被害を最小限に抑えるため、防火壁や耐火構造の規定がある
- ④ **建築確認制度**  
建築物を建設する前に、基準に適合しているかを自治体や指定確認検査機関が審査する

#### 今回はどう改正される?

建築基準法は時代のニーズに応じて、過去過去なんども改正が行われ、今に至っています。今回の改訂も新しいニーズに応える内容といえます。では見ていきましょう!



##### 建築確認申請が厳格化!

省エネ基準（建築物が備えるべき省エネ性能に関する基準）への適合が義務化され、小規模な木造建築物には建築確認の審査の一部が省略できる「4号特例」が見直されることとなりました。

##### 省エネ基準への適合義務が拡大!

現在、省エネ基準適合が努力義務であった中規模住宅や一般住宅にも、2025年以降は適合義務が課され、基準を満たさない建築物は許可されなくなります。

##### 構造規制が合理化!

木材利用の促進を目的に、簡易な構造計算で建築可能な木造建築物の適用範囲が拡大されます。これにより、木造3階建て住宅の規制が緩和されます。

#### 改正から見えること

全体として、昨今の気候変動に見られる「環境負荷の低減」や「木材活用の推進」、「建築物の安全性・快適性向上」への対応となっていると予想されます。となると、設計・材料・施工が大きく変化することが予想され、結果として、建築・不動産業界に大きな影響を与えるものと考えられます。



このような業界のトレンドは是非おさえておきたいところですね。要点だけをまとめていますので、詳細が気になる方はぜひお調べいただければと思います。

2025年

2

4月施行

## 高齢者雇用安定法

### 人口減少・少子高齢化が叫ばれて久しい昨今



意欲の高い人が働ける環境を整備することが求められており、そのひとつが高齢層の方々が「働き続けられる環境を整備すること」とされ、2021年4月に施行された法律です。



#### 改正前の高齢者雇用安定法とは?

この法律では「65歳までの雇用確保」の観点から、

- ① **60歳未満の定年禁止**  
企業において定年を定める場合は60歳以上としなければならない
- ② **65歳までの雇用確保の措置**  
定年性を廃止するor 65歳までの定年引上げor 65歳までの継続雇用制度の導入

が記されています。

※多くの企業は「継続雇用制度」を採用しています。



#### 今回はどう改正される?

②には、労使協定による「継続雇用制度の対象者を限定する基準」の経過措置がありましたが、2025年3月31日をもって終了し、4月1日以降は「70歳までの就業機会の確保」が努力義務化されます。

#### 改正から見えること

多くの方がイメージされる通り、現代における少子高齢化による労働力不足を、高齢の方々の活躍によって充足させたい、また、高齢の方々が意欲や能力に応じて働き続けられる環境を整備したい、という狙いが考えられます。

しかし、単に労働力不足を補うだけでなく、高齢者の生活の安定、働きがいや生きがいの向上といった側面もあります。経験やスキルを活かし、幾つになっても輝ける機会があることは、社会全体にもいい影響を与えることになるでしょう。

一方、企業はこの法改正に合わせ、就業規則の見直しや継続雇用制度の整備を行う必要がありますが、高齢の方々の経験やスキルを活用することは、企業にとってもメリットにもなります。



働き、歳を重ねていくことは誰にでも関係すること。一見すると、法改正という言葉には縁遠さを感じてしまいがちですが、実は身近な存在であると言えるのではないのでしょうか。

